

# 札幌市公共事業（国土交通省所管補助事業及び交付金事業）再評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

## 第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省所管の補助事業（表－1）及び交付金事業（基幹事業及び関連社会資本整備事業）とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くものとする。

表－1 [再評価の対象とする国土交通省所管補助事業一覧表]

事業名	所管（担当）部局	
	国土交通省	札幌市
河川事業	水管理・国土保全局	下水道河川局事業推進部
道路・街路事業	道路局、都市局	建設局土木部
土地区画整理事業	都市局	都市局市街地整備部
市街地再開発事業	都市局、住宅局	まちづくり政策局都市計画部
住宅市街地基盤整備事業	住宅局	まちづくり政策局都市計画部
住宅市街地総合整備事業	住宅局	都市局市街地整備部、 まちづくり政策局都市計画部
下水道事業	水管理・国土保全局	下水道河川局事業推進部
都市公園等事業	都市局	建設局みどりの推進部
国際競争拠点都市整備事業	都市局	まちづくり政策局政策企画部

## 第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

ただし、交付金事業において、進捗状況等から総合的に勘案し、審議の余地が無いと認められる事業については再評価を実施しないことができるものとする。なお、審議の余地が無いかどうかの判断は、市長が行うものとする。

(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする。また、この場合において、「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは、表-2のとおりとする。

表-2 [「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義]

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路事業・街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理处分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国際競争拠点都市整備事業	同種の補助事業に準じて設定
交付金事業	同種の補助事業に準じて設定

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは、補助事業においては「5年間」、交付金事業については「10年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、市長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業（ただし、高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもので、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る）

「準備・計画段階」とは、「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」とし、「一定期間」とは、5年間とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に一定期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。「一定期間」とは、5年間とする。ただし、交付金事業における下水道事業については10年とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要性が生じているかどうかの判断は、市長が行うものとする。

#### 第4 再評価の実施及び結果等の公表

##### 1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施主体は札幌市とする。

(2) 再評価にあたっては、第三者の意見を求めるため、札幌市附属機関設置条例（札幌市条例43号）により設置された札幌市公共事業評価検討委員会（以下、「委員会」という。）に諮るものとする。

(3) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。

① 第3の(1)に該当する事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までに実施する。

② 第3の(2)に該当する事業にあつては、事業採択後補助事業については5年目、交付金事業については10年目の年度の1月末までに実施する。ただし、第3の(2)に掲げる予備的な検討については、事業採択後5年目の年度の1月末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までに実施する。

③ 第3の(3)に該当する事業にあつては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度の1月末までに実施する。

④ 第3の(4)に該当する事業にあつては、再評価実施後5年目（ただし、交付金事業における下水道事業については10年目）の年度の1月末までに実施する。

(4) 再評価の対象となる事業を実施する関係部局は、再評価に係る資料及び、事業の継続、見直し継続、または、中止の方針（案）（以下、「対応方針（案）」という。）を作成する。

(5) 市長は、再評価に係る資料及び対応方針（案）を委員会に諮り、意見の具申があつたときは、これを最大限尊重し対応方針を決定する。

なお、第3において審議の余地が無いと判断した事業にあつては、判断した理由とともに、市の対応方針を委員会へ報告するものとする。

##### 2 再評価結果、対応方針等の公表

市長は、対応方針の決定後、再評価結果及び対応方針について、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

また、1の(5)において、委員会へ報告した事業についても、対応方針及び決定理由、審議の余地が無いと判断した理由等を公表するものとする。

なお、公表は行政情報課において閲覧に供することとする。

### 3 再評価の実施フロー

再評価の実施フローは別紙ー1のとおりとする。

## 第5 再評価の手法

### 1 再評価手法の策定及び改善

事業種別ごとの再評価手法については、国が策定する評価手法に準ずるものとする。

### 2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は、主として以下のとおりとする。

#### (1) 事業の必要性等に関する視点

##### ① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

##### ② 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

##### ③ 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

#### (2) 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

#### (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

### 3 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

(1) 2の(1)の視点による再評価及び(2)の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、(3)の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

(2) 2の(1)の視点による再評価又は(2)の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、(3)の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって2の(1)の視点による再評価及び(2)の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、2の(1)の視点による再評価及び(2)の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、(3)の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

- (3) 2の(1)の視点による再評価又は(2)の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、(3)の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の運用のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

# 再評価の実施フロー

## 札幌市

### 対象事業

- ① 事業採択後、一定期間が経過した時点で未着工の事業（一定期間とは5年間）
- ② 事業採択後、長期間が経過した時点で継続中の事業  
（長期間とは補助事業においては5年、交付金事業においては10年間）
- ③ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業（一定期間とは5年間）
- ④ 再評価実施後、一定期間が経過している事業（一定期間とは5年間、  
交付金事業における下水道事業は10年間）
- ⑤ 社会経済の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

